

民事訴訟の手續段階ごとに見た I T 化の視点（その 1）

— 訴状の提出から第 1 回口頭弁論期日まで —

1 訴状の提出段階

- (1) 利用者目線に立ち、e 提出（e-Filing）による裁判手續の全面 I T 化を目指す観点から、紙媒体の訴状を裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、オンラインでの訴え提起（紙媒体で作成されたものの電子化を含む）に移行し、電子情報による訴状のオンライン提出へ一本化していく（訴訟記録について紙媒体を併存させない）ことが望ましいのではないかと。
- (2) 利用者の立場から、オンラインでの訴え提起に際し、裁判所に対し、どのようなオンラインでのアクセス方法が考えられるか（例えば、専用システム（サーバー）へのアップロード、ウェブサイト上のフォームへの入力、電子メールの利用等について、どのように考えるか）。
- (3) オンラインでの訴え提起に際し、訴状の作成に必要な事項の記載をより確実にするための方策が考えられないか。
- (4) 代理人として弁護士等がついていない本人訴訟において、オンラインでの訴え提起を行う際の I T 面のサポート（I T リテラシー支援策）として、どのような方策が考えられるか。I T 面のサポート方策としては、その実施主体や内容等について、様々な方策やアプローチが考えられるのではないかと（例えば、電子化を行うための支援センターを設け、紙媒体で作成されたものの電子データ化等の支援を行うことなどが考えられないか）。他方、I T 面のサポートと法的側面のサポートとは、対象者やサポート内容を区別して考える必要があるのではないかと。
- (5) オンラインでの訴え提起の場面において、情報セキュリティの観点から、本人確認の方法等について、どのような対応が考えられるか。別人のなりすましや内容改ざん、漏洩等のリスクは考えられるものの、行政機関や民間の取引における手法と同程度のもので足りると考えられるのではないかと。
- (6) 訴状と同時に証拠書類等（書証、委任状等）をオンラインで提出する場合には、証拠書類（原本）を電子化したものを提出することで足りるのではないかと。その場合に、情報セキュリティ等の観点から、考慮すべき事項はある

- か。電子署名の付された電子文書が書証等となる場合（例えば契約書が電子文書の場合など）の対応についても、考えていく必要があるのではないか。
- (7) 訴状と同時に附属書類（登記、戸籍、住民票等の公的書類）の提出を要する場合に、行政との情報連携を活用することについて、手続利用者のニーズや意識を踏まえつつ、訴訟当事者による提出の負担を軽減する方策について検討する必要があるのではないか。
- (8) 濫用的な訴えの防止について、現行法では、訴状却下の制度や提訴手数料の負担により担保されていると考えられるが、IT化を進めるに当たり、濫用的な訴え防止の観点から、特に配意・対応すべき事項はあるか。
- (9) オンラインでの訴え提起への移行を促進する方策として、どのようなものが考えられるか（例えば、弁護士等の訴訟代理人や官公署等については、オンラインでの訴え提起に速やかに移行することが比較的容易ではないか。）。

2 手数料等の納付段階

- (1) 利用者目線で見れば、提訴手数料の支払について、収入印紙を貼付することを原則とする現行の取扱いに代えて、行政機関や民間の取引で一般的となっている、インターネットバンキングやクレジットカード等を用いたオンラインでの手数料納付を実現することが望ましいのではないか。訴状のオンライン提出の導入と合わせ、基本的には、オンラインでの手数料納付に全面移行することが考えられるのではないか。
- (2) 利用者の立場からは、訴え提起の段階で、裁判書類等を相手方に郵送するための郵便切手（郵券）をあらかじめ裁判所に納める現行の取扱いは、煩雑な場合があり、見直しが望まれるのではないか。全面IT化によるオンラインでの書類授受を前提とすると、郵券の在り方や提訴手数料との関係についても、必要な検討を行うことが考えられるのではないか。

3 裁判所における訴状受理・審査の段階

- (1) 利用者の立場からは、オンラインでの訴状提出について、裁判所に対し、1日24時間・365日の提出が可能となることが望ましいのではないか。

- (2) e 事件管理（e-Case Management）の観点からは、オンラインで提出した訴状について、原告が、裁判所で受理されたことが確実に容易に確認でき、証明することができる仕組みが必要ではないか。
- (3) 裁判所は、オンラインで提出された訴状等の電子情報そのものを、訴訟記録として管理・保存する取扱いが相当と考えられるのではないか。
- (4) オンラインでの訴え提起がされた場合に、裁判所において、電子情報で提出された訴状の形式審査をより迅速かつ効率的に行うためには、どのような方策が考えられるか。例えば、訴状の内容のうち住所・氏名や管轄裁判所等の必要的記載事項あるいは提訴手数料の納付等の確認について、ITツールを活用することが考えられるのではないか。
- (5) オンラインで提出された訴状等に不備があり、補正を要する場合に、そのための裁判所と原告との間のやり取りを、ITツールを活用するなどオンラインで、迅速かつ効率的に行う方策が必要ではないか。

4 被告に対する訴状の送達段階

- (1) 郵送による書面の送達を原則とする現行の取扱いについて、訴訟記録の電子化に即した送達の在り方を検討していく必要があるのではないか。その観点からは、裁判所が相手方に職権により書面で送達を行うとする現行の取扱いについても、訴訟記録の電子化を推進する見地から、必要かつ可能な範囲では、見直しを行う余地があるのではないか。
- (2) 訴訟記録について電子記録と紙書類との併存を極力避け、オンライン利用を促進する観点から、被告への送達実施やその結果の証明等について、どのような方策が考えられるか。書面の郵送以外の方法で、オンラインの電子情報による送達の方法が考えられるか。
- (3) 訴状の送達については、被告への送達（到達・覚知が原則）を確実に担保する必要があるが、そのための送達手段として、訴訟において被告となる機会が非常に多い官公署や企業等の場合と、一般市民との場合とは区別して検討することも考えられるのではないか。諸外国の例によれば、電子記録での送達につき、被告となった官公署への電子送達の義務付けや、企業等による事前包括申出制度の利用も、検討の余地があるのではないか。

- (4) 訴状の送達について、被告がITツールを利用することに支障又は困難があると思われる場合（例えば、被告が所在不明若しくは外国にいる場合又はITツールの利用に必要な資力等がない場合など）の対応についても、考えていく必要があるのではないか。
- (5) 電子記録による送達を認める場合、被告となる者のうち、訴訟手続やITツールに精通していない市民に対するサポート策として、どのような方策が考えられるか。
- (6) e事件管理の観点から、被告が、訴状等の原告提出書面を容易かつ随時に確認することができたり、原告が、被告への送達状況を速やかに確認することができたりするようになる仕組みが有用と考えられるのではないか。

5 第1回口頭弁論期日の指定段階

- (1) 第1回口頭弁論期日の調整・指定について、利用者目線で、当事者の負担軽減や業務の効率化という観点から、どのような方策が考えられるか。原告と裁判所のみ都合で指定することが多い現行の取扱いに代えて、例えば、当事者双方と裁判所がオンラインのシステム上で、互いの都合を確認して調整・指定するような仕組みも考える余地があるのではないか。
- (2) オンラインでの期日調整等のやり取りを通じ、第1回期日前の早期段階で、被告の応訴態度等を適切に確認・把握し、当事者の一方のみしか出頭せず、形式的になることが少なくない第1回口頭弁論期日を見直す方策も検討することが考えられるのではないか。
- (3) e事件管理の観点から、オンラインを通じて、当事者双方が指定期日やその予定等を確認・把握することができるようにする仕組みが有用と考えられるのではないか。

6 答弁書の提出段階

- (1) 被告からの答弁書等（答弁書、書証、附属書類等）の提出についても、原告からの訴状等と同様、オンラインでの提出に移行し、一本化していくことが望ましいのではないか。

- (2) オンラインでの答弁書等の提出への移行を促進する方策として、どのようなものが考えられるか（例えば、弁護士等の訴訟代理人や官公署等については、オンラインでの対応に速やかに移行することが比較的容易ではないか。）。
- (3) 被告から提出される答弁書等の原告に対する送付については、オンラインでの電子書類の直送によることが簡便かつ容易で、相当ではないか。その場合、オンラインでの直送及び原告の受領証明等について、どのような方策を考慮することができるか。
- (4) e 事件管理の観点から、原告が、答弁書等の被告提出書面を容易かつ随時に確認することができたり、被告から原告に対する直送の状況を速やかに確認することができたりする仕組みが有用と考えられるのではないか。

7 第1回口頭弁論期日の段階

- (1) 第1回口頭弁論期日について、擬制陳述制度のために当事者の一方が出頭せず、期日が形式的なものとなることが少なくない現行の取扱いについて、IT技術を活用したe法廷（e-Court）の実現として、期日の在り方を含め、民事訴訟のプラクティスについて必要な見直しの検討をすることが望ましいのではないか。
- (2) 第1回期日について、当事者の裁判所への出頭の負担を軽減するため、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議（例えば、最寄りの裁判所や弁護士事務所等に所在して対応）を積極的に活用するなどの新たな方策を講ずることが考えられないか。
- (3) 第1回期日の審理において、電子記録を有効に活用し、紙媒体の存在を前提としない審理の在り方について、考えていく必要があるのではないか。
- (4) 請求内容に争いが無い場合や被告の応訴が無い場合には、テレビ会議等を有効に活用すること等により、当事者の出頭の負担等をなくして、速やかに和解手続や判決手続につなげていく方策を検討することが考えられないか。
- (5) e 事件管理の観点から、第1回期日の結果や次回期日の予定等を当事者が容易かつ随時に確認することができる仕組みが有用と考えられるのではないか。